

令和6年度 要保護・準要保護に認定された方へ（他区市町村から八王子市立校へ就学されている方）

●各支給項目の振込み通知は省略させていただきます。支給時期は下表を参照願います。義務教育学校は、小学校を「前期課程」、中学校を「後期課程」と読み替えてください。

（お住まいの区市町村教育委員会でも就学援助制度についてお問い合わせください）

●支給時期については、あくまでも予定であり、事情により遅れることもありますので、御了承ください。また、小・中学校で異なる場合もあります。（特に学年の明記がないものは全学年が対象）

支 給 項 目	要 保 護	準 要 保 護	内 容	支 給 額（小学校）	支 給 額（中学校）	支 給 時 期 等 (下記支給予定日が金融機関休業日の場合は前営業日に支給) (年度途中認定の方はこの時期とは異なる場合があります)
学 校 給 食 費	×	○	自校方式、親子方式、センター方式、食缶・ランチボックス併用方式の学校給食の費用	実際にかかった費用		この通知日以降は、費用をお支払いいただく、学校給食課から直接学校に支給します。お支払いいただいた費用がある場合は、学校からお返しします。
	×	○	夜間学級補食の生徒負担分			この通知日以降は、費用をお支払いいただく、学校給食課から直接補食提供者へ支払います。廃止等認定に変更が無い場合は、翌年度6月まで支給対象となります。
医 療 費 等	×	○	学校生活管理指導表の発行に要する費用 ただし、就学前の発行のもの及び保険適用のものは対象外。	実際にかかった費用 上限4,720円		1学期分……8月下旬（23日頃の予定） 2学期分……翌年1月下旬（24日頃の予定） 3学期分……翌年4月上旬（10日頃の予定） ※学期ごとに支給します。
	○	○	学校病（右記参照）の治療費			トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯及び寄生虫病。 ※認定日以降は申請に基づき学校から医療券を発行します。必要な方は学校に申請をしてください。医療券は、受診時に窓口で提示することで自己負担なしで受診できますが、すでにお支払いされた費用がある場合は教育指導課からお返しします。なお、医療券は（子）・（親）医療証と併用することはできません。（子）・（親）医療証で支払ったものは助成対象外です。詳しくは学校にお問い合わせください。
オンライン学習通信費	×	○	オンライン学習にかかる通信費	7,000円 (1世帯あたり)		前期……9月下旬（25日頃の予定） 後期……1月下旬（24日頃の予定） ※対象は、前期は5月1日現在、後期は11月1日現在、準要保護の認定世帯。
学童保育所保育料	※	※	八王子市立学童保育所保育料の免除	※就学援助の申請とは別に「学童保育所保育料免除申請書」の提出が必要です。 別途申請すると、申請月から免除されます。 問い合わせ先：放課後児童支援課 TEL：042-620-7246		

上記支給項目については、お住まいの区市町村教育委員会にて支給対象とならない場合に限り、八王子市から支給します。